

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第10回期日(20220530)提出の書面です。

平成31年(ワ)第3465号 国家賠償請求事件

原告 大江千束 ほか8名

被告 国

証拠説明書 18 (甲A号証)

2022(令和4)年5月30日

東京地方裁判所民事第16部乙合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上杉崇子

同 寺原真希子

ほか

号証 (甲)	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 547	高橋和之「立憲主義と日本国憲法第5版」(有斐閣、2020)抄本 (80~85頁)	写 2020年4月	高橋和之	・個人の尊厳とは、社会・国家を構成する原理として、集団(全体)ではなく個人に価値の根源をみる考え方であり(80、81頁)、日本国憲法は、全体主義を否定し上記の個人主義の立場に立つことを宣言したこと(80頁)。 ・憲法は、戦前、社会のもっとも基礎的な集団である家族関係が個人より集団を重視する価値観を基礎に形成されていたことへの反省に立って、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第10回期日(20220530)提出の書面です。

					<p>憲法24条2項に「個人の尊厳」との文言を用いたこと（82頁）（原告ら第22準備書面49頁ほか）。</p> <p>・個人を「個人として尊重する」（憲法13条）とは、個人が自律的生を生きるのに不可欠の権利を基本的人権として尊重することであり、人権の観念にとってそれが前国家的性格を有するかどうかは重要ではなく、憲法の基本価値としての「個人の尊厳」から直接に流出するものかどうかが重要であること（83頁）（原告ら第22準備書面16頁）。</p>
--	--	--	--	--	--